令和９年度高槻市ホームページバナー広告枠使用基準

本基準は、高槻市（以下「市」という。）の市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市ホームページにバナー広告枠を設け、市の選定する事業者（以下「広告主」という。）に一括して賃貸するにあたり、必要な事項を定める。

１　対　　象　　令和９年度高槻市ホームページバナー広告枠使用契約
（使用期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで）

２　使用条件

広告主は、高槻市広告事業実施要綱、高槻市広告掲載基準及び令和９年度高槻市ホームページバナー広告枠貸付実施要領（以下それぞれ「要綱」、「基準」、「要領」という。）を遵守するとともに、使用にあたって必要となる以下の事項について、適切に処理しなければならない。

(1) 広告掲載希望者の募集、調整及び広告掲載希望者の選定
(2) 掲載条件など広告掲載にかかる事項についての広告掲載希望者との調整
(3) 広告掲載希望者からの問合せ等への対応
(4) 掲載広告一覧の作成及び市への提出（広告掲載月の前月１日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで））
(5) 広告掲載希望者に基準第２条に該当しない業種又は広告掲載希望者であることを誓約させた書類（市が指定する様式）の徴収及び市への提出（広告掲載月の前月１日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで））

３　広告枠を設けるホームページ

高槻市ホームページ
https://www.city.takatsuki.osaka.jp
【参考】ホームページトップページのアクセス数
約１３０,０００アクセス／月（令和８年１０月実績）

広告の掲載にあたり、バナー及びリンクの設定作業は市が行うものとする。

４　広告の種類及び範囲等

(1) 市ホームページに掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現及び内容はこれにふさわしい信用性と信頼性を有するもの

でなければならない。審査にあたり、市が必要と判断した場合は、必要書類の提出を求める場合がある。

(2) 広告掲載希望者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先Ｗｅｂページ内容の範囲は、要綱第４条及び基準の規定によるものとする。ただし、市は、広告のデザインが市ホームページと調和しないと判断した場合は修正を求め、広告主はこれに応じられない場合、掲載を取り下げなければならない。

(3) 広告の対象は、医療広告ガイドラインの対象になるものを除くほか、「地域経済の活性化につながる（要綱第２条)」ものとするため、広告掲載希望者は、本市内に、本店、支店、出張所等の拠点を持たなければならない。ただし、本市に拠点がない場合でも「地域経済の活性化及び市民サービスの向上につながる（要綱第２条)」もので、本市の施策や方針に反しないと市が認める場合は掲載を許可することができる。

(4) 広告主による自社広告を妨げるものではない。ただし、広告掲載希望者からの広告掲載依頼を排除するようなことがあってはならない。また、当該契約に係る広告募集の掲載は不可とする。掲載する場合は、自社広告であっても１枠分の広告掲載料が発生する。

5　広告枠の規格等

(1) 広告の規格は、次のとおりとする。

①縦　７０ピクセル

②横　２１０ピクセル

③容量　５０キロバイト以内

④データ形式　ＧＩＦ形式（ＧＩＦアニメーション不可）

(2) 広告は、「JIS X8341-3：2016　高齢者･障害者等配慮設計指針―情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス―第３部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

(3) 広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め認めない。

6　広告の掲載場所

広告枠へのバナー広告の掲載は、市が行うものとし、その掲載場所は、市ホームページのトップページを基本とする。なお、当該トップページ内の掲載位置は、市が決定する。

7　広告枠の数

広告主は、原則２枠の広告枠を使用し、最大枠数は１２枠まで使用することができる。なお、市が認めた広告を除き、同一企業及び同一内容の広告を重複して

掲載することはできない。

8　広告掲載の依頼

広告主は、掲載する日が属する月の前月１日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに、要領に定める様式により掲載を申し込むものとする。

9　広告の作成及び修正

(1) 広告主は、掲載する日が属する月の前月１日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに、バナー広告原稿を作成し市に提出しなければならない。

(2) 広告主は、前項の提出後、本使用基準のほか要綱、基準に照らし修正が必要と市が認める場合においては、市が別途指定する期日までに、広告デザイン等の内容について修正しなければならない。この場合において、期日までに修正ができない場合には、広告の全部または一部を掲載しない。なお、広告の作成及び修正に関し、必要となる費用は、広告主が負担する。

１０　広告掲載料

(1) 広告枠使用契約は、１枠あたりの単価（消費税等額込）により行うものとし、広告掲載料は、当該契約単価に掲載月１か月分の広告掲載枠数を乗じた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは､その端数金額を切り捨てた金額)とする。ただし、広告掲載枠数が２枠に満たない月においては、２枠分の金額とする。

(2) 広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、前項で算出した広告掲載料に、広告を掲載した日数を乗じた金額を、当該月の全日数で除した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を当該期間の広告掲載料とする。

１１　広告掲載料の納付

広告主は、市が発行する納付書により、市長が指定する期日（納付書に記載の期日）までに広告掲載料を納付しなければならない。なお、当該期日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日を納期限とする。

１２　内部通報に関する事項

(1) 広告主又は広告主が広告枠の使用にあたって必要とする事務等に従事させる者(以下「従事者」という。)は、当該契約の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

⑵ 広告主は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

１３　暴力団排除に関する事項

⑴ 市は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

ア　広告主が暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

イ　広告主が、広告の募集にあたり、広告掲載希望者が暴力団員等に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ウ　広告主が暴力団員等に該当する者を広告掲載契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合は除く。）に、市が広告主に対して当該契約の解除を求め、広告主がこれに従わなかったとき。

⑵ 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、広告主は、契約単価に１２か月分の合計使用枠数（ただし、広告掲載枠数が２枠に満たない月においては、２枠分）を乗じた金額の１００分の５に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

⑶ 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は当該保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

１４　その他

⑴ 広告主は、広告枠の使用にあたり、実施要領及び本基準を遵守するとともに、市と十分に協議し、その指示に従うこと。

⑵ 本基準に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、速やかに広告主と市で協議してこれを解決するものとする。

令和　　年　　月　　日

令和９年度高槻市ホームページバナー広告掲載に係る誓約書兼同意書

（宛先）高槻市長

住　所
名　称
代表者氏名（フリガナ）
代表者の生年月日　　年　　月　　日

高槻市ホームページのバナー広告掲載申し込みにあたり、下記１の事項について誓約するとともに、下記２の事項に同意します。また、令和１０年３月３１日までの期間に、改めて広告に掲載を希望する場合においても、下記の事項を遵守するとともに、万一契約に反する事態となった場合には、速やかに報告いたします。

１　誓約事項

(1)	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中ではない。	はい・いいえ
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に規定する暴力団密接関係者ではない。	はい・いいえ
(3)	法令等に基づく必要な許可等を受けて業を行っている。	はい・いいえ
(4)	行政機関からの行政指導を受けていない又は行政指導を受けたがすでに改善がなされている。	はい・いいえ
(5)	高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていない。	はい・いいえ
(6)	納期限が到来している高槻市税に未納の税額がない	はい・いいえ
(7)	上記が事実と相違する場合、高槻市ホームページに広告掲載ができないと決定されても異議のない。	はい・いいえ

２　同意事項

(1)	上記１(6)の確認のため、すべての高槻市税（高槻市市税条例に規定する市税をいう。）の納付状況及び申告状況を高槻市が調査し、その結果を高槻市ホームページ広告掲載に係る審査に利用することに同意する。	はい・いいえ